

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第1回農業委員会総会議事録

令和2年7月20日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	1	山口浩之	委員
	3	今部好幸	委員

## 第 1 回 農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和 2 年 7 月 20 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会次長 高橋 美幸

佐呂間町農業委員会事務員 谷口 義春

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1		9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
3	山口 浩之	11	平川 智司
4	田中 裕二	12	
5	山前 満	13	田村 通啓
6	中谷 由広	14	
7	川村 良則	15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明		
12	青野 英一郎		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 会長の互選について  
議 案第 2 号 会長職務代理者の互選について  
議 案第 3 号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の指名について  
協議事項第 1 号 部会の構成について  
報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

事務局長	<p>只今から、第1回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、15名中13名で、総会は成立しております。 時節柄何かとご多忙の折お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。さて皆さんもご承知のこととは存じますが、改選後の初めての総会につきましては、会長も不在のこともあり、又農業委員会等に関する法律第27条に、「委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する」との定めがありますので、今回は町長名により招集をしております。 それでは、議事に入ります前に、町長よりご挨拶申し上げます。</p>
町長	町長挨拶
事務局長	<p>会議を進めるにあたり、臨時議長を選出して頂きたいと思っております。どのような方法により、選出すべきかご意見をお聞かせ願いたいと思っております。 慣例では地方自治法107条の規定、議会の議長を選任の際の規定を準用して年長の委員が臨時議長の職務を行っております。 そのように進めて宜しいでしょうか。</p>
各委員 事務局長	<p>———異議なし——— ただいまご決定を頂きましたので、そのように進めさせていただきます。 今回出席議員の中の年長の委員は、大澤委員となりますので、臨時議長を大澤委員にお願いいたします。</p>
臨時議長	<p>～臨時議長挨拶～ それでは、会議に入る前に改選後初めての総会となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。 各自自己紹介・・・各委員・事務局 これより、第1回農業委員会総会の議事に入りたいと思っております。 仮議席の指定を行います。 議席は正規の議席が決定するまでの間、ただいま座っている席を議席として指定します。 議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、1番山口委員さん、2番今部委員さんを指名致します。 それでは、議案に入ります。 議案第1号 会長の互選についてを、上程いたします。 このことについて事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p><b>議案第1号 会長の互選について</b> 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長の互選を行うものとする。 (過去の例も含めて説明)</p>
臨時議長 各委員 臨時議長	<p>事務局からの説明が終わりましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。 ———異議なし——— 事務局より選考委員案を発表して下さい。</p>
事務局長	選考委員案を提案
臨時議長 各委員	<p>只今、事務局から選考委員案の発表がありましたのでそのように決定してよろしいでしょうか。 ———異議なし———</p>

臨時議長	<p>選考委員に、今部委員、田村委員、堀北委員、和泉委員、橋本委員を指名します。しばらく休憩いたしますので、選考委員の方々は別室で協議願います。</p> <p>(暫時休憩)</p>
臨時議長	<p>それでは会議を再開します。 選考委員長から会長名を発表願います。</p>
選考委員長	<p>報告します。 協議した結果、会長は大澤委員にお願いすることになりましたので報告致します。</p>
臨時議長 各委員 臨時議長	<p>会長に大澤委員との報告がありましたがそのように決定してよろしいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第1号につきましては、大澤委員に決定致しました。 会長が決定となりましたので臨時議長は終わらせて頂きます。 議事の進行にご協力頂きまして大変ありがとうございました。</p>
新会長挨拶	<p>～新会長挨拶～</p>
議長	<p>それでは会議を再開します。 議案第2号 会長職務代理者の互選についてを上程致します。 このことについて事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案の議案第1号以降会長名が空欄となっておりますので、新会長名を各自記入願います。 <b>議案第2号 会長職務代理者の互選について</b> 農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者の互選を行うものとする。</p>
議長	<p>先ほどの選考委員会で会長職務代理者についても協議いただいておりますので選考委員長より報告願います。</p>
選考委員長	<p>報告します。協議した結果、会長職務代理者は堀北委員にお願いすることになりましたので報告致します。</p>
議長 各委員 議長	<p>会長職務代理者は堀北委員との報告がありましたのでそのように決定してよろしいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第2号につきましては、会長職務代理者は堀北委員と決定いたしました。</p>
事務局長	<p>これより、町長につきましては、次の用務の予定もありますので、この場を退席させて頂きますことをご了承願います。</p>
議長	<p>会長、職務代理者が決定となりましたところで、議席の決定を行いたいと思います。ここで、事務局より発言が有ります。</p>
事務局長	<p>これより抽選棒を持ってまわりますので、順次お引き願います。 尚、会長及び職務代理者の席につきましては、会議開催、進行の都合により、会長は</p>

	<p>16番、職務代理者は15番と決めさせて頂きたいと思います。 皆さんにお配りした座席表に、名札を持って移動を願います。 本日から3年間の座席となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第3号農地移動適正化あっせん事業実施要領第8の(7)の規定によるあっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p><b>議案第3号</b> <b>農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員の指名について</b> 北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第8の(7)の規定によるあっせん委員を下記のとおり指名する。</p> <p>あっせん委員は北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第8の(7)の規定により、農業委員会の指名する委員とし、あっせん委員は適正な権利移動を行うため、常に地域の実態を把握し、あっせんにあたっては当事者の意思を尊重し、不当な圧力等を加えることのないあっせんをしなければならないこととなっております。その業務としては、農地等を取得するものの資格要件の確認、価格については適正な価格により調整を図り結果をあっせん調書に記録し、顛末を委員会に提出する。以上の業務を行うために地区別に分けてあっせん委員を定めることとなっております。委員さんは15名で、各地区選出の委員さんを中心に地区内の調整にあたって頂きたいと思います。</p> <p>過去の経緯についてお話しすると、今回も各地区の農事組合長さん等から推薦を受けた委員さんには、それぞれ地元がありますから、一番地域の状態を把握しやすいということで地元の委員さんがチーフとして、さらにその地区の近隣の委員さんが補佐するというので、今まで担当地区を決めていた経過でございます。</p> <p>決めて頂く際のたたき台として事前に事務局案を提示させて頂きたく、これを元に地区別あっせん委員を決めて頂きたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。地区担当委員について、事務局案が出されましたがこれに関してご意見はありませんか。</p>
<p>各 委 員 議 長</p>	<p>———ありません——— 質問がなければ、事務局案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 議案第3号は原案どおり決定いたします 協議事項第1号 部会の構成について このことについて、事務局の説明を求めます</p>
<p>事 務 局</p>	<p><b>協議事項第1号 部会の構成について</b> 平成17年の委員改選時までは、当委員会においては農業委員会等に関する法律に基づかない任意の部会、農政部会、農地部会を設置しておりましたが、部会で審議した経過がなく、又、平成16年の法改正により、21人以下の農業委員会については任意設置となり、毎月の総会において審議した方が全員で協議が出来るため、部会を設置しないこととしておりました。 このことについてお計りしたいと思います。 今までどおり全て総会の決議で行なう取扱いで宜しいかお諮(はか)</p>

	<p>りします。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。部会について、事務局案が出されましたがこれに関してご意見はありませんか。</p> <p>質問がなければ、事務局案どおり部会を置かないこととして可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>協議事項第1号は原案どおり決定いたします。</p> <p>報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p><b>報告事項第1号</b></p> <p><b>農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</b></p> <p>下記の者より、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p> <p><b>番号1</b></p> <p>土地の所在が知来398番4外34筆、畑で面積が83,535㎡、採草放牧地が121,916㎡、合計面積205,451㎡、届出者 ●●●さん（旧所有者 ●●●●さん）権利取得日は令和2年6月15日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無しです。</p> <p><b>番号2</b></p> <p>土地の所在が富富士121番2外10筆、畑が87,104㎡、採草放牧地が32,229㎡、合計面積119,333㎡、届出者 ●●●●さん（旧所有者 ●●●●さん）権利取得日は令和2年6月4日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無しです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これについて質問等はありませんか。</p> <p>質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>異議ないということで報告事項第1号について原案どおり報告済みといたします。</p> <p><b>その他</b></p> <p>各委員さんの方から何かありませんか。</p>
各 委 員	<p>———ありません———</p> <p>以上で、本日の議案の案件全て終了いたしました。</p>

